

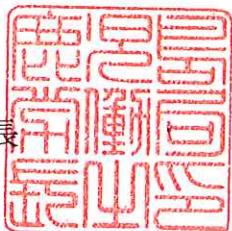
付

写

受
30.11.29
鹿児島県労働基準協会
平成 30 年 11 月 27 日 第 36 号

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健一 殿

鹿児島労働局長



年末・年始へ向けた労働災害防止対策の推進について(緊急要請)

当局の 10 月末における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は前年同期より 17 人増の 1,471 人であり、死亡者数は前年同期より 3 人減の 12 人であるものの 10 月だけで 5 人が亡くなっています。

当局における第 13 次労働災害防止計画では、労働災害による死亡者数を各年対 2017 年比 25% 以上減少させること及び休業 4 日以上の死傷者数を対 2017 年比 5% 以上減少させることを主な目標としています。

初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、当該目標達成が困難な状況となっていることから、一層強力に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、当局においては、年末・年始へ向けて、下記に示すような労働災害の傾向等を踏まえた対策を推進することとしています。

貴団体におかれましては、傘下の構成事業場に対し、下記の事項を周知いただくとともに、それぞれの実情に即した取組の実施に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、貴団体における平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までの取組み結果については、別紙の様式(項目を網羅していれば任意の書式で差し支えありません)により、平成 31 年 2 月 15 日までに当局(担当; 労働基準部健康安全課)までご提出いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業

ア 労働災害発生状況

建設業における死亡者数は 4 人と前年同期比 4 人(50%) の減少である一方、休業 4 日以上の死傷者数は 234 人と前年同期比 2 人(0.9%) の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、墜落・転落が 3 人と全体の 75% を占めている。

休業 4 日以上の死傷災害についても、墜落・転落が 94 人と全体の 40.2% を占めており、墜落・転落に続いて、はざまれ・巻き込まれ、転倒の順で多く発生している。

イ 対策

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多々見られる。このため、店社、元請及び関係請負人に対し、以下(ア)～(エ)に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂)により工期の適正化を図ること。

(ア) 「屋根・はり等」、「足場」及び「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置(そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの)又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

(イ) 崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害(逸走したことによるものも含む)が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

(エ) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ワインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業

ア 労働災害発生状況

製造業における死亡者数は1人と前年同期と同じであるが、休業4日以上の死傷者数は278人と前年同期比25人(8.3%)の減少となっている。

休業4日以上の死傷災害については、転倒が72人と全体の25.9%を占めており、転倒に続いて、はまれ・巻き込まれ、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 対策

(ア) 死傷災害の約4分の1を転倒災害が占めていることから、下記2(1)を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、死傷災害の約5分の1を機械等によるはまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等はもとより、はまれ・巻き込まれ災害を発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

(イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況

の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業

ア 労働災害発生状況

林業における死亡者数は1人と前年同期と同じであるが、休業4日以上の死傷者数は37人と前年同期比2人(5.7%)の増加となっている。

休業4日以上の死傷災害については、激突され、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 対策

(ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、本年、死亡災害が発生している当県においては、林業・木材製造業労働災害防止協会(以下「林災防」という。)鹿児島県支部、森林管理署、鹿児島県、森林組合等と連携して行うパトロール等に積極的に参加し、改めて死亡災害防止の徹底を期すこと。

(イ) 今後、労働安全衛生規則改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(ウ) 平成30年6月26日付け基安安発0626第1号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、本年度、林災防では、厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づき、林業の事業場等を対象として、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止のための講習会を開催することから、当該講習会を効果的に活用すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア 労働災害発生状況

陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数は、156人と前年同期比27人(20.9%)の増加と特に当局においては増加率が高くなっている。

事故の型別では、墜落・転落が49人と全体の31.4%を占めている。墜落・転落に続いて、転倒、動作の反動・無理な動作(「腰痛」を含む。以下同じ。)の順で多く発生している。なお、墜落・転落、転倒は前年同期比で増加している。

イ 対策

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生したものと考えられることから、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づく対策を徹底すること。なお、転倒については下記2(1)を、腰痛については、下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

(5) その他の業種(第三次産業)

ア 小売業

(ア) 労働災害発生状況

小売業における休業4日以上の死傷者数は、141人と前年同期比16人(12.8%)の増加となっている。

事故の型別では、転倒が47人と全体の33.3%を占めている。転倒に続いて、

墜落・転落、交通事故(道路)の順で発生している。

また、特に、新聞販売業における休業4日以上の死傷者数は24人で小売業全体の労働災害の17.0%を占めている。事故の型別では、交通事故(道路)が7人と全体の29.2%を占めている。なお、これは小売業全体の交通事故(道路)のうち53.8%を占めている。

(イ) 対策

平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、新聞販売業については、交通事故については下記2(4)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127(高視認性安全服)に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設

(ア) 労働災害発生状況

社会福祉施設における休業4日以上の死傷者数は、108人と前年同期比4人(3.6%)の減少となっている。

事故の型別では、転倒が36人と全体の33.3%を占めている。転倒に続いて動作の反動・無理な動作、墜落・転落の順で多く発生している。また、転倒と動作の反動・無理な動作(34人)を合計すれば、社会福祉施設における災害全体の74.1%を占めている。なお、転倒及び墜落・転落は前年同期比で増加している。

(イ) 対策

転倒災害については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているので、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店

(ア) 労働災害発生状況

飲食店における休業4日以上の死傷者数は、33人と前年同期比9人(21.4%)の減少となっている。

事故の型別では、高温・低温物との接触が9人と全体の27.3%を占めている。高温・低温物との接触に続いて墜落・転落、切れ・こすれが同数で続いている。また、墜落・転落は前年同期比で増加している。

(イ) 対策

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的

に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業

通信業における休業4日以上の死傷者数は、21人と前年同期比で5人(31.3%)増加となっている。事故の型別では、交通事故(道路)が11人と全体の52.4%を占めている。交通事故(道路)に続いて転倒、動作の反動・無理な動作の順に多く発生している。また、転倒及び墜落・転落は前年同期比で増加している。

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記2(4)、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止

転倒は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年10月末現在での休業4日以上の死傷者数は328人であり、前年同期比で10人(3.1%)増加しており、近年の死傷者数増加の大きな要因となっている。近年の災害の傾向から、以下のとおりの留意点が挙げられる。

ア 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション 100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとめたテキスト等を活用すること。

イ 冬季(積雪や凍結による転倒災害が多い時期)での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

全国的には死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等防止対策の徹底について」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対

策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故(道路)の平成30年10月末現在での休業4日以上の死傷者数は、76人であり、前年同期比で13人(14.6%)減少している。

年末、年始は特に慌ただしい時期であるため、交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成30年6月1日改正)に基づく措置を徹底すること。

(担当者；労働基準部健康安全課 西野)

平成30年10月末 業種別死傷災害発生状況（速報）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種 年	平成30年		平成29年 (同月末)		増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,471	12	1,454	15	17	-3	1.2%	-20.0%
1 製造業	278	1	303	1	-25	0	-8.3%	0.0%
1 食料品製造業	160		189	1	-29	-1	-15.3%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	21		19		2	0	10.5%	
9 窯業土石製品製造業	15		17		-2	0	-11.8%	
11~12 金属製品製造業	15		24		-9	0	-37.5%	
13~15 機械機具製造業	17		15		2	0	13.3%	
上記以外の製造業	50	1	39		11	1	28.2%	
2 鉱業	5	0	5		0	0	0.0%	
3 建設業	234	4	232	8	2	-4	0.9%	-50.0%
1 土木工事業	88	2	84	2	4	0	4.8%	0.0%
2 建築工事業	125	2	106	4	19	-2	17.9%	-50.0%
3 その他の建設業	21		42	2	-21	-2	-50.0%	-100.0%
4 運輸交通業	172	0	140	3	32	-3	22.9%	-100.0%
1 鉄道・航空機業	8		8	1	0	-1	0.0%	-100.0%
2 道路旅客運送業	16		10		6	0	60.0%	
3 道路貨物運送業	147		121	2	26	-2	21.5%	-100.0%
4 その他の運輸交通業	1		1		0	0	0.0%	
5 貨物取扱業	20	0	21		-1	0	-4.8%	
1 陸上貨物取扱業	9		8		1	0	12.5%	
2 港湾運送業	11		13		-2	0	-15.4%	
6 農林業	71	3	77	1	-6	2	-7.8%	200.0%
1 農業	34	2	42		-8	2	-19.0%	
2 林業	37	1	35	1	2	0	5.7%	0.0%
7 畜産・水産業	67	0	75		-8	0	-10.7%	
8 商業	191	0	175		16	0	9.1%	
1 卸売業	24		27		-3	0	-11.1%	
2 小売業	141		125		16	0	12.8%	
3 理美容業	3		3		0	0	0.0%	
4 その他の商業	23		20		3	0	15.0%	
9 金融・広告業	14	1	19		-5	1	-26.3%	
11 通信業	21	0	16		5	0	31.3%	
12 教育・研究業	11	1	14		-3	1	-21.4%	
13 保健衛生業	204	0	205		-1	0	-0.5%	
1 医療保健業	91		89		2	0	2.2%	
2 社会福祉施設	108		112		-4	0	-3.6%	
3 その他の保健衛生業	5		4		1	0	25.0%	
14 接客娯楽業	78	1	82		-4	1	-4.9%	
1 旅館業	16		19		-3	0	-15.8%	
2 飲食店	33		42		-9	0	-21.4%	
3 その他の接客娯楽業	29	1	21		8	1	38.1%	
上記以外の事業	105	1	90	2	15	-1	16.7%	-50.0%
10 映画・演劇業	0		0		0	0		
15 清掃・と畜業	60	1	48	1	12	0	25.0%	0.0%
16 官公署	2		0		2	0		
17 その他の事業	43		42	1	1	-1	2.4%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	156	0	129	2	27	-2	20.9%	-100.0%
第三次産業（8~17）	624	4	601	2	23	2	3.8%	100.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	328	22.3%
	2	墜落・転落	322	21.9%
	3	はざまれ・巻き込まれ	174	11.8%
	4	動作の反動・無理な動作	146	9.9%
	5	切れ・こすれ	107	7.3%
製造業	1	転倒	72	25.9%
	2	はざまれ・巻き込まれ	53	19.1%
	3	切れ・こすれ	39	14.0%
	4	墜落・転落	33	11.9%
	5	動作の反動・無理な動作	20	7.2%
建設業	1	墜落・転落	94	40.2%
	2	はざまれ・巻き込まれ	30	12.8%
	3	転倒	20	8.5%
	4	切れ・こすれ	17	7.3%
	5	激突され	14	6.0%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	49	31.4%
	2	はざまれ・巻き込まれ	25	16.0%
	3	動作の反動・無理な動作	19	12.2%
	4	はざまれ・巻き込まれ	16	10.3%
	5	激突	12	7.7%
林業	1	激突され	9	24.3%
	2	切れ・こすれ	7	18.9%
	3	崩壊・倒壊	5	13.5%
	4	墜落・転落	4	10.8%
	5	転倒	4	10.8%
第三次産業	1	転倒	180	28.8%
	2	墜落・転落	114	18.3%
	3	動作の反動・無理な動作	92	14.7%
	4	はざまれ・巻き込まれ	43	6.9%
	5	交通事故（道路）	37	5.9%
小売業	1	転倒	47	33.3%
	2	墜落・転落	28	19.9%
	3	交通事故（道路）	13	9.2%
	4	切れ・こすれ	11	7.8%
	5	動作の反動・無理な動作	11	7.8%
社会福祉施設	1	転倒	36	33.3%
	2	動作の反動・無理な動作	34	31.5%
	3	墜落・転落	13	12.0%
	4	激突	6	5.6%
	5	その他	6	5.6%
飲食店	1	高温・低温の物との接触	9	27.3%
	2	墜落・転落	7	21.2%
	3	切れ・こすれ	7	21.2%
	4	転倒	6	18.2%
	5	はざまれ・巻き込まれ	2	6.1%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。

② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成30年 死亡災害事例(平成30年10月31日現在)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	平成30年 1月	その他の廃棄物処理業	ゴミ収集員	男	22	2ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	事業場敷地内において、パワーゲート付きトラックから塵芥車にゴミを移し替える作業を行うため、塵芥車の後部とトラックの後部を向い合せにし、塵芥車の回転板を回転させた。その後、被災者がパワーゲート上で足を滑らせ、塵芥車の投入口に上半身が落ちたところに回転盤が降りてきたため、頭部を挟まれて死亡した。
2	平成30年 2月	木材伐出業	伐木・造材作業者	男	67	10年	崩壊、倒壊	立木等	被災者が高さ約20m、胸高直径42cmの杉の木をチェーンソーにて伐倒していたところ、同伐倒木の背後に立っていた高さ11.4m、胸高直径18cmのぱりぱりの木がつるで繋がっていたため、伐倒した杉の木に引っ張られたぱりぱりの木の一部が根本から倒壊し、被災者に激突したもの。
3	平成30年 2月	農業	作業者	男	66	2年	激突され	その他の動力運搬機	事業主がハーベスターの運転中に、小段に乗り上げ、ハーベスターが転倒し、周囲で作業を行なっていた被災者が下敷きになり、死亡したもの。 当災害によるその他の負傷者は発生していない。
4	平成30年 5月	建設業	とび工	男	50	5年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	鉄骨スレート屋根葺き工場において、塔屋の組立作業をしていたところ、当該屋根を踏み抜いて、10.5m下のコンクリート床に墜落した。
5	平成30年 6月	建設業	管理者	男	62	2年	墜落、転落	開口部	鶏舎新築工事において、現場の施工管理のため写真撮影を行っていたところ、コンベヤー設置用のピット開口部に足を踏み入れ、約1.7メートル下のコンクリート床に墜落した。

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
11	平成30年 10 月	建設業	車両系建設機械運転者	男	52	7年	墜落、転落	掘削用機械	勾配が22度から35度程度の地山の法面にて被災者はドラグ・ショベル(※小型移動式クレーン仕様ではない)を運転し、重機搬入路の整形作業を行っていたが、現場監視を行っていた現場代理人が大きな音がしたのを聞き、音のした方を見ると被災者の運転するドラグ・ショベルが転倒していた。その後すぐに被災者がドラグ・ショベルの下から這い出てきて、病院に搬送されたが、搬送先の病院で搬送から約1時間後に死亡した。
12	平成30年 10 月	製造業	作業者・技能者	男	57	8年	激突され	立木等	畠地拡張のためチェーンソーによる杉の伐木作業を行っていたところ、伐倒した高さ約17m、胸高直径約23cmの杉が、伐倒木付近にいた被災者に激突し被災したもの。伐倒の際、杉が想定外の方向に倒れないよう高さ約4mの箇所をドラグショベルのバケットで押しながら伐倒を行っていた。また、チェーンソーを使用し伐倒を行っていた者、玉切りをしていた被災者ともにチェーンソーの特別教育を修了していなかった。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（確定値）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種 年	平成29年		平成28年 (同月末)		増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,961	21	1,985	20	-24	1	-1.2%	5.0%
1 製造業	377	1	382	2	-5	-1	-1.3%	-50.0%
1 食料品製造業	236	1	235	1	1	0	0.4%	0.0%
4 木材・木製品製造業	26		20		6	0	30.0%	
9 窯業土石製品製造業	19		15		4	0	26.7%	
11~12 金属製品製造業	30		19		11	0	57.9%	
13~15 機械機具製造業	21		28		-7	0	-25.0%	
上記以外の製造業	45		65	1	-20	-1	-30.8%	-100.0%
2 鉱業	6		5		1		20.0%	
3 建設業	312	8	314	4	-2	4	-0.6%	100.0%
1 土木工事業	118	2	129	2	-11	0	-8.5%	0.0%
2 建築工事業	143	4	148	1	-5	3	-3.4%	300.0%
3 その他の建設業	51	2	37	1	14	1	37.8%	100.0%
4 運輸交通業	189	4	211	2	-22	2	-10.4%	100.0%
1 鉄道・航空機業	11	2	8		3	2	37.5%	
2 道路旅客運送業	16		27		-11	0	-40.7%	
3 道路貨物運送業	161	2	175	2	-14	0	-8.0%	0.0%
4 その他の運輸交通業	1		1		0	0	0.0%	
5 貨物取扱業	32	1	22		10	1	45.5%	
1 陸上貨物取扱業	10		10		0	0	0.0%	
2 港湾運送業	22	1	12		10	1	83.3%	
6 農林業	103	1	100	5	3	-4	3.0%	-80.0%
1 農業	55		43		12	0	27.9%	
2 林業	48	1	57	5	-9	-4	-15.8%	-80.0%
7 畜産・水産業	104	2	84	1	20	1	23.8%	100.0%
8 商業	251	1	258	4	-7	-3	-2.7%	-75.0%
1 卸売業	39		37		2	0	5.4%	
2 小売業	183	1	183	4	0	-3	0.0%	-75.0%
3 理美容業	3		2		1	0	50.0%	
4 その他の商業	26		36		-10	0	-27.8%	
9 金融・広告業	23		23		0		0.0%	
11 通信業	18		14		4		28.6%	
12 教育・研究業	20		19		1		5.3%	
13 保健衛生業	281	0	290		-9		-3.1%	
1 医療保健業	109		111		-2	0	-1.8%	
2 社会福祉施設	166		176		-10	0	-5.7%	
3 その他の保健衛生業	6		3		3	0	100.0%	
14 接客娯楽業	115	0	137		-22		-16.1%	
1 旅館業	27		28		-1	0	-3.6%	
2 飲食店	60		73		-13	0	-17.8%	
3 その他の接客娯楽業	28		36		-8	0	-22.2%	
上記以外の事業	130	3	126	2	4	1	3.2%	50.0%
10 映画・演劇業					0	0		
15 清掃・と畜業	70	2	67	1	3	1	4.5%	100.0%
16 官公署	0		1		-1	0	-100.0%	
17 その他の事業	60	1	58	1	2	0	3.4%	0.0%
陸上貨物運送事業(4-3-5-1)	171	2	185	2	-14	0	-7.6%	0.0%
第三次産業(8~17)	838	4	867	6	-29	-2	-3.3%	-33.3%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	427	21.8%
	2	墜落・転落	361	18.4%
	3	動作の反動・無理な動作	261	13.3%
	4	はされ・巻き込まれ	207	10.6%
	5	切れ・こすれ	144	7.3%
製造業	1	はされ・巻き込まれ	81	21.5%
	2	転倒	72	19.1%
	3	切れ・こすれ	52	13.8%
	4	墜落・転落	45	11.9%
	5	激突され	26	6.9%
建設業	1	墜落・転落	125	40.1%
	2	激突され	27	8.7%
	3	飛来・落下	26	8.3%
	4	転倒	25	8.0%
	5	はされ・巻き込まれ	22	7.1%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	58	33.9%
	2	動作の反動・無理な動作	33	19.3%
	3	転倒	19	11.1%
	4	はされ・巻き込まれ	19	11.1%
	5	交通事故(道路)	13	7.6%
林業	1	激突され	15	31.3%
	2	切れ・こすれ	9	18.8%
	3	飛来・落下	8	16.7%
	4	転倒	5	10.4%
	5	墜落・転落	3	6.3%
第三次産業	1	転倒	270	32.2%
	2	動作の反動・無理な動作	175	20.9%
	3	墜落・転落	103	12.3%
	4	交通事故(道路)	75	8.9%
	5	切れ・こすれ	43	5.1%
小売業	1	転倒	72	39.3%
	2	動作の反動・無理な動作	27	14.8%
	3	墜落・転落	24	13.1%
	4	切れ・こすれ	17	9.3%
	5	交通事故(道路)	12	6.6%
社会福祉施設	1	動作の反動・無理な動作	64	38.6%
	2	転倒	52	31.3%
	3	交通事故(道路)	13	7.8%
	4	墜落・転落	7	4.2%
	5	激突され	4	2.4%
飲食店	1	転倒	21	35.0%
	2	高温・低温の物との接触	17	28.3%
	3	切れ・こすれ	8	13.3%
	4	墜落・転落	3	5.0%
	4	動作の反動・無理な動作	3	5.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。

② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を毎年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少（2017年比）

5つの重点施策

- ①労働災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- ・死者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- ・死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

- ◆ 労働災害による死者の数を各年対2017年比25%以上減少とする
- ◆ 労働災害による死傷者の数を5%以上減少（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年死傷年千人率	平成29年死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはざまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント②

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント③

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

①労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少
重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ灾害を防止する。

特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及

- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底

- 安全教育の充実等

第三次産業対策

【目標】

小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。

- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。

- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
- ・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進

- 取り組み方が分からぬ事業場への支援を充実・強化

(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp>《こころの耳》で検索

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底

- 過重労働による健康障害防止対策の推進

- 産業医・産業保健機能の強化

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進

- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底

- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施

- 事業者に対する効果的な支援の実施

- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

**i 働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう**